

4月6日(火)に「新型コロナウイルス変異株流行国・地域」に現行の26カ国(※)に加え、以下の国・地域を新たに指定する措置が公表されましたのでお知らせいたします。

本措置導入は、日本人の帰国時及び在留資格保持者の再入国時の対応に影響を与えるものとなりますのでご協力の程、よろしくお願いいたします。

- (1) カナダ (オンタリオ州)
- (2) スペイン
- (3) フィンランド

(※) 現行 26 カ国

アイルランド、アラブ首長国連邦、イスラエル、イタリア、ウクライナ、英国、エストニア、オーストリア、オランダ、スイス、スウェーデン、スロバキア、チェコ、デンマーク、ドイツ、ナイジェリア、パキスタン、ハンガリー、フィリピン、ブラジル、フランス、ベルギー、ポーランド、南アフリカ共和国、ルクセンブルク、レバノン

変異株流行国・地域から入国・帰国する場合、出国前検査証明や誓約書の提出に加え、検疫所が確保する宿泊施設での待機及び入国後3日目(入国した次の日を1日目として起算)の検査の実施が必要です。

入国後3日目の検査にて陰性と判定された場合、自宅等待機に移行し、指定施設での待機と併せて14日間の待機を求められることとなります。

最新情報や詳細は、以下の厚労省 HP を御確認ください。

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000121431_00209.html

なお、人の往来に関する制度全般に関しては以下のウェブサイトでも情報発信を行っております。

○外務省ウェブサイト

https://www.mofa.go.jp/mofaj/ca/cp/page22_003380.html

○経済産業省ウェブサイト

<https://www.meti.go.jp/covid-19/ourai.html>

【お問い合わせ先】

○厚生労働省新型コロナウイルス感染症相談窓口(検疫の強化)

日本国内から: 0120-565-653

海外から: +81-3-3595-2176 (日本語、英語、中国語、韓国語に対応)

○出入国在留管理庁(入国拒否、日本への再入国)

電話: (代表) 03-3580-4111 (内線 4446、4447)

○外国人在留支援センター内外務省ビザ・インフォメーション

電話：0570-011000（ナビダイヤル：案内に従い、日本語の「1」を選んだ後、「5」を押してください。）

一部の IP 電話からは、03-5363-3013

○経済産業省 通商政策局 総務課 水際対策チーム

電話：03-3501-5925（直通）

また、施設の使用制限において、誤りがありましたのでお詫び申し上げます。

下記のとおり訂正させていただきますので、よろしくお願いいたします。

（訂正）

資料3：【事務連絡】基本的対処方針に基づく催物の開催制限、施設の使用制限等に係る留意事項についての

4 ページの 2. 施設の使用制限等 (1) 重点措置区域である府県 ① 法に基づく営業時間の短縮等の要請を行う施設

(I) 飲食店(第14号)の1行目の(「種類」の提供は、11時から19時まで)は、(「酒類」の提供は、・・・)となります。